



越後山伏

第139号

発行日：令和4年12月1日発行
和光市越後山土地区画整理組合
住所：和光市南1-20-34
TEL：048-462-2611
FAX：048-450-1545
URL：<http://www.w-echigoyama.jp/>



(公社)街づくり区画整理協会の会長賞を受賞しました。

11月1日に(公社)街づくり区画整理協会主催の街づくりフォーラムにおいて、まちづくりにおいて先進的で他の模範となる事業の推進、創意工夫など功績が顕著であったと認められ、団体として組合が、個人として神杉理事長が会長賞を受賞しました。土地区画整理事業に留まらず、EM会、(株)リゾン(業務代行者)、(株)平成まちづくり研究所(事務代行者)が一体となり、夏祭りをはじめとしたコミュニティ活動を中心にふるさとまちづくりを推進した成果です。これからもさらなる『ふるさと越後山』を皆さんと共に創ってまいりましょう。



仮換地の変更のご相談はお早めに

組合では、令和6年3月頃の換地処分に向け準備を進めています。それに伴い今年度末(令和5年3月末)以降、和光市、法務局等の換地処分に係る関係機関との協議を進めて参ります。

この段階においては、筆数、面積等の換地処分に係る事項を確定させる必要があるため、**令和5年3月以降は仮換地の変更が出来ません。**

仮換地の変更を検討中の方は**令和5年3月までに事務局まで**ご相談下さい。



《地区内での開発行為等について》

土地区画整理事業地内の建築及び増改築等、土地の形質の変更及び5 t以上の物の堆積等を行う場合は、土地区画整理法第76条の許可が必要となります。

また、当地区は都市計画法の地区計画が定められており、別途届出が必要です。いずれも**許可申請、届出**を行わないで実施した場合、**罰則等**が科せられることがありますのでご協力下さい。

詳しくは、和光市役所都市整備課区画整理担当、組合事務所までお問い合わせ下さい。

